公　告

諮　事　項

行政手続法第15条第３項の規定による公告

経済産業省公告第３号

次に掲げる鉱業権者の所在が不分明であって、鉱業権の取消しに関する聴聞の通知を送達することができないので、鉱業法第56条第３項の規定により読み替えて適用する行政手続法第15条第３項の規定により、鉱業原簿に記載された住所所在地の区役所に下記のとおり通知の内容を掲示した。

登録番号　福島県採掘権登録第1497号
鉱業権者　東京都千代田区一番町４番地25号
　　皇聖資源開発株式会社

記

１　聴聞開催日時　平成22年９月10日13：30～17：00
２　聴聞開催場所　仙台合同庁舎６階東北経済産業局第二会議室
３　聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地　東北経済産業局資源エネルギー環境部　資源エネルギー環境課　仙台市青葉区本町三丁目３番１号
４　聴聞の通知に係る書面は上記３において、いつでも交付する。

平成22年６月１日　　東北経済産業局長

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２２年（家）第４８１号
さいたま市大宮区土手町２丁目12番地２　多田方
申立人　五十嵐泰三
本籍埼玉県さいたま市大宮区土手町２丁目12番地２、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所埼玉県さいたま市大宮区、死亡年月日平成22年３月10日、出生の場所新潟市、出生年月日昭和３年１月３日、職業無職
被相続人　亡　多田カヅイ
事務所さいたま市南区鹿手袋１－４－12　中浦和法律事務所
相続財産管理人　弁護士　石塚　章夫
　　さいたま家庭裁判所

平成２２年（家）第５１６号
東京都文京区後楽１丁目４番10号
申立人　独立行政法人住宅金融支援機構
本籍埼玉県さいたま市南区曲本４丁目111番地、最後の住所埼玉県戸田市笹目５丁目24番地の２、死亡の場所埼玉県戸田市、死亡年月日平成21年１月27日、出生の場所中華民国徐州市、出生年月日昭和20年２月１日、職業不詳
被相続人　亡　大西由喜男
事務所さいたま市大宮区桜木町１―10―16　シーノ大宮ノースウィング14階Ｂ　アーク法律事務所
相続財産管理人　弁護士　石川　博康
　　さいたま家庭裁判所

平成２２年（家）第４００３０号
東京都文京区後楽１丁目４番10号
申立人　独立行政法人住宅金融支援機構
本籍東京都大田区東雪谷５丁目965番地、最後の住所横浜市港南区東芹が谷23番３―707号、死亡の場所横浜市港南区、死亡年月日平成21年11月30日、出生の場所東京都大田区、出生年月日昭和31年８月14日、職業不詳
被相続人　亡　桑島千鶴子
事務所横浜市中区弁天通１―10　新大宗弁天通ビル３―302
相続財産管理人　弁護士　塚越　隆夫
　　横浜家庭裁判所

平成２２年（家）第３５号
長野県長野市大字富竹296番地の３
申立人　兒玉　岩男
本籍長野県長野市真島町真島1603番地、最後の住所長野県千曲市大字戸倉1409番地、死亡の場所長野県長野市、死亡年月日平成21年９月29日、出生の場所長野県長野市、出生年月日昭和29年１月28日、職業無職
被相続人　亡　近藤　仁人
事務所長野県長野市西後町1584番地２麻場税経ビル３階
相続財産管理人　弁護士　高井新太郎
　　長野家庭裁判所上田支部

平成２２年（家）第２０７号
岐阜市薮田南２丁目１番地１号
申立人　岐阜県
本籍岐阜県高山市一之宮町365番地、最後の住所岐阜県高山市一之宮町3550番地３、死亡の場所岐阜県高山市、死亡年月日平成21年11月26日、出生の場所岐阜県大野郡宮村、出生年月日昭和16年11月22日、職業会社役員
被相続人　亡　三木　昌訓
事務所岐阜県高山市桐生町４丁目432番地
相続財産管理人　弁護士　阪下　六代
　　岐阜家庭裁判所高山支部

相続財産管理人の再選任

次の被相続人について、従前の相続財産管理人星野真二が辞任したので、新たに相続財産管理人を次のとおり再選任した。

平成２０年（家）第１０４号
東京都千代田区霞が関１丁目１番１号
申立人　国
本籍神奈川県足柄下郡箱根町宮城野820番地、最後の住所静岡県賀茂郡東伊豆町稲取3297番地の１、死亡の場所静岡県田方郡伊豆長岡町、死亡年月日平成13年12月24日、出生の場所神奈川県足柄下郡宮城野村633番地、出生年月日昭和14年４月22日、職業不詳
被相続人　亡　稲葉　宗吉
事務所静岡県下田市東本郷２丁目９番15号伊豆新聞社ビル３階　下田ひまわり基金法律事務所
相続財産管理人　弁護士　河野　　正
　　静岡家庭裁判所下田支部

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することがあります。

平成２２年（へ）第５４号
新潟県村上市坂町字笹谷106番地
申立人　北日本有機株式会社
代表者代表取締役　梶栗　仁美
権利を争う旨の申述の終期　平成22年９月１日
平成22年５月12日　　東京簡易裁判所

（別紙）　目　録

約束手形　５通
⑴手形番号　Ａ237162
金額　3,000,000円
支払期日　平成22年４月５日
支払地　東京都千代田区
支払場所　株式会社三井住友銀行本店営業部
振出日　平成21年12月７日
振出地　東京都渋谷区
振出人　株式会社フジタ　代表取締役　上田　卓司
受取人　株式会社阿部総業
第一裏書人　株式会社阿部総業　代表取締役　阿部　正幸
第一被裏書人　有限会社ラナシステム
第二裏書人　有限会社ラナシステム　代表取締役　南部　智成
第二被裏書人　白地
最終所持人　申立人
⑵手形番号　Ａ237390
金額　5,000,000円
支払期日　平成22年５月６日
振出日　平成22年１月５日
受取人　株式会社阿部総業
第一裏書人　株式会社阿部総業　代表取締役　阿部　正幸
⑶手形番号　Ａ237391
金額　3,000,000円
支払期日　平成22年５月６日
振出日　平成22年１月５日
受取人　株式会社阿部総業
第一裏書人　株式会社阿部総業　代表取締役　阿部　正幸
⑷手形番号　Ａ237166
金額　1,835,500円
支払期日　平成22年４月５日
振出日　平成21年12月７日
受取人　長屋産業株式会社
第一裏書人　長屋産業株式会社　代表取締役　長屋　幸夫
⑸手形番号　Ａ237396
金額　1,658,095円
支払期日　平成22年５月６日
振出日　平成22年１月５日
受取人　長屋産業株式会社
第一裏書人　長屋産業株式会社　代表取締役　長屋　幸夫
⑵から⑸までの約束手形の支払地、支払場所、振出地、振出人、第一被裏書人、第二裏書人、第二被裏書人、最終所持人は、⑴の約束手形の記載に同じ